

「子どもの手続代理人」 の役割・活動

「子どもの手続代理人」は、家庭裁判所の調停・審判に参加する子どもが意見表明するのを援助し、子どもの最善の利益を実現する活動をします。

具体的には

- 子どもと会って、手続の説明をします。
- 子どもが自分の意見や気持ちをしっかりと伝えるよう援助します。
- 子どもからの色々な質問に答えたり、相談に乗ったりもします。
- 他の関係者と会って、子どもの最善の利益のための解決方法を相談し、そのための調整活動も行います。

子どもが参加できる主な手続

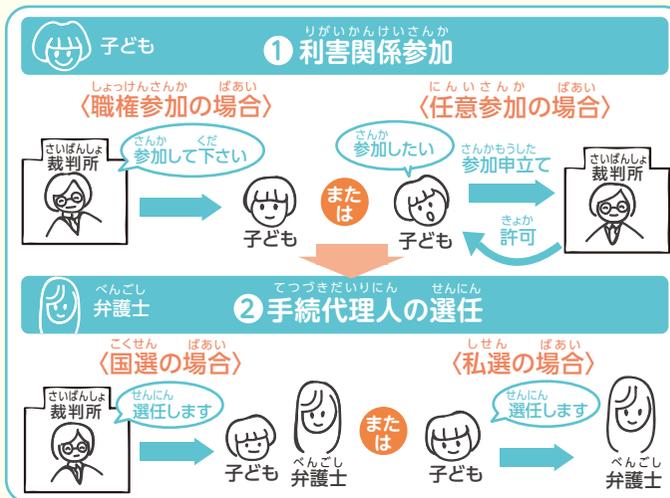
- 離婚調停
- 面会交流の調停・審判
- 監護者の指定の調停・審判
- 親権喪失・停止、管理権喪失の審判
- 親権者の指定・変更の調停・審判
- 未成年後見に関する審判
- 養子縁組許可の審判(ただし15歳以上)
- 離縁の調停

参加する子どもの年齢は、おおむね小学校高学年以上が想定されています。

子どもが参加していないと…



「子どもの手続代理人」を選任する



子どもが参加すると…



※利害関係参加しない場合でも、家庭裁判所調査官が子どもの意思の把握に努めます。
 ※①利害関係参加と②手続代理人の選任は、実際には同時併行で行われることが多々おもわれます。
 ※利害関係参加のほかに、子ども自身が親権停止などの審判を自ら申し立てる場合に、子どもに手続代理人がつくこともあります。

お問い合わせ先 **お気軽にご相談ください**

子どもの 手続代理人 って?

家事事件への子どもの参加と
弁護士による援助



子どもの



てつづきだいにん 手続代理人とは

「子どもの手続代理人」とは、子どもが
家庭裁判所の調停・審判に参加するのを
サポートする弁護士のことです。

2013年1月1日、家事事件手続法が施行されまし
た。新しい法律は、家庭裁判所の調停・審判におい
て、子どもの意思をしっかり聴いて、相応に考慮すべ
きことをはっきりと規定しています。

子どもに直接的に影響を及ぼす調停・審判(たとえ
ば離婚調停)〈面会交流〉〈監護者指定〉〈親権者指
定・変更〉などには、子ども自身が参加することが
できるようになりました。

手続に参加する子どもは、弁護士に「子どもの手続
代理人」になってもらうことができます。「子どもの
手続代理人」は、家庭裁判所が選任する方法(国選)
と、子ども自らが選任する方法(私選)があります。

私たち弁護士は、子どもの権利を守る使命をもって
日々活動しております。お気軽にご相談ください!

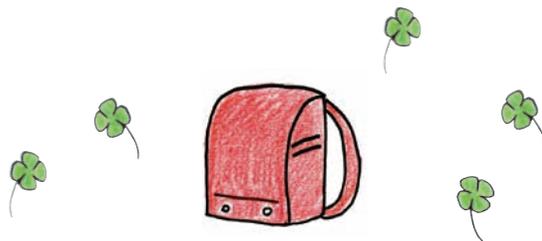
Q. 「子どもの手続代理人」が
選ばれたら、私は／僕は、
むりやり意見を
いわせられるの?



A. そんなことはありません。意見を言わないことも
子どもの権利です。
また、「子どもの手続代理人」は、子どもにどちらの
親がいいか選ばせたりすることはありません。子ども
が両親の間に立って感じている色々な思いを聴き
ながら、どうすればよいかを一緒に考えていくのが
「子どもの手続代理人」の仕事です。

Q. 「子どもの手続代理人」の報酬は
誰が負担するのですか?

A. 「子どもの手続代理人」の報酬は、本来的には当事者
(両親など)の負担ですが、日弁連の基金による報酬
援助制度を利用できる場合があります。詳しくは、弁
護士に相談したときにお尋ねください。



Q. 「子どもの手続代理人」を付ける
メリットは?

A. 「子どもの手続代理人」は、両親の代理人では
なく、子ども本人の代理人として、関係者に子ども
の意見や気持ちを伝えることができます。
例えば、両親それぞれが『これが子どもの気持ち
だ』と対立する意見を言い合っていて、なか
なかに進まないようなことがあります。その
ような場合に、「子どもの手続代理人」が子ども
から直接意見や気持ちをていねいに聴き、伝
えることで、子どもの最善の利益を中心とした
解決ができるように努めます。

Q. 子どもに「手続代理人」を
お願いしたいのですが、
どうすればいいですか?

A. 裁判所に、「子どもの参加の申立て」と「手続
代理人の選任申立て」をしてください。具体的
な方法については、現在依頼している弁護士が
いればその弁護士にご相談ください。弁護士に
依頼していない場合には、お近くの弁護士会へ
ご相談ください。